

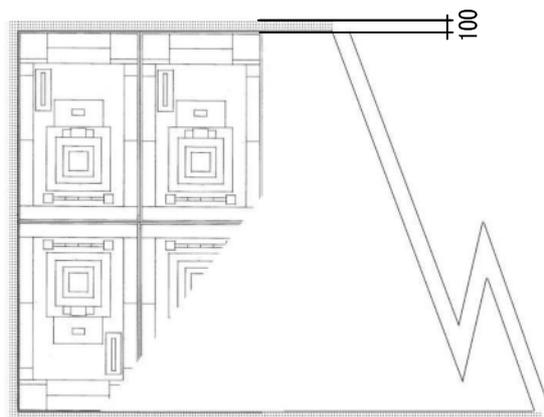
別途

㊦公園緑地維持管理業務委託標準仕様書
を参照すること。

緑ヶ丘霊園草刈等業務委託 特記仕様書

1. 墓所すそ草刈

「墓所すそ」とは、墓所内通路において墓所に接する両端10cmの部分を目指す。(下図網掛部分)
作業時は肩掛草刈機で墓所等を損傷しないよう、十分注意すること。



2. その他

盆・彼岸の繁忙期については、必ず霊園事務所職員と打合せを行い、作業を行うこと。

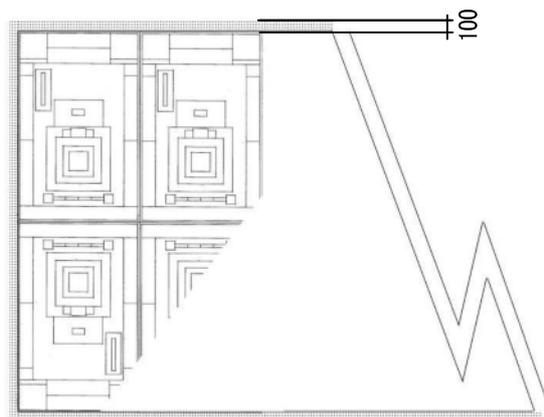
別添

㊦公園緑地維持管理業務委託標準仕様書
を参照すること。

緑ヶ丘霊園草刈等業務委託 特記仕様書

1. 墓所すそ草刈

「墓所すそ」とは、墓所内通路において墓所に接する両端10cmの部分を目指す。(下図網掛部分)
作業時は肩掛草刈機で墓所等を損傷しないよう、十分注意すること。



2. その他

盆・彼岸の繁忙期については、必ず霊園事務所職員と打合せを行い、作業を行うこと。

仕 様 書

1. 件 名：緑ヶ丘霊園花見警備業務委託

2. 場 所：川崎市高津区下作延 1,241 番地

3. 内 容：

- (1) 花見客を含む来園者の安全確保及び事故防止を目的とし、津田山口～28区十字路間において、安全かつ的確な案内・交通誘導業務を行う。
- (2) 花見客が多い噴水広場を中心に園内巡視を行い、直火の使用等、霊園内の施設や他の利用者に損害および迷惑を及ぼす行為を防止すること。
- (3) 噴水広場から28区十字路間における路上駐車は39区寄りに誘導し、混雑状況に応じて片側交互通行規制を実施すること。

4. 警備日程・時間および配置人数

- (1) 平成24年4月6日(金)：3名(12:00～21:00)
- (2) 平成24年4月7日(土)：4名(10:00～18:00)
- (3) 平成24年4月7日(土)：4名(10:00～21:00)
- (4) 平成24年4月8日(日)：8名(10:00～18:00)

※警備時間に準備・片付け等の時間は含まないものとする。

※日程は、天候およびサクラの開花状況等により変更する場合がある。

5. 警備員の資格等

- (1) 配置する警備員は警備員教育(新任・現任)を受講している者で警備業法及び関係法令に定められた警備員の制服を着用し、名札を付けて業務にあたること。
- (2) 川崎市から業務を受託した者として、来園者及び地域住民と極力トラブルを生じさせないよう心掛けること。

6. 提出書類(A4版)

- (1) 警備契約報告書等(警備業法第19条第2項による書面)
- (2) 警備計画書

業務の実施に先立ち霊園事務所と協議した上で警備計画書を提出すること。警備計画書には以下の内容を含むものとする。

- (ア) 警備員の配置計画(配置場所、人員、従事者名簿、時間等)及び配置図
 - (イ) 警備業務の実施に係る指揮系統図
 - (ウ) 緊急時における連絡体系図
 - (エ) 業務責任者に関する事項(指名、生年月日、経歴書、受注者との雇用関係を証明する書類)
- (3) 警備報告書
各業務日毎に警備報告書(指定書式)を作成し報告する。警備状況が確認できる写真及び従事者数が確認できる写真を添付すること。

7. 留意事項

- (1) 配置する警備員は、無線機等を使用し相互に連絡を密に取れる体制を整えること。業務実施上必要な物品は受託者が用意すること。
- (2) 受託者は、業務遂行に先立ち発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報等秘密事項は他人に漏らしてはならない。
- (4) 業務日に荒天が予想される場合の実施・変更については、実施日の前日正午までに監

督員と協議の上その指示に従うこと。

- (5) 業務終了時刻に変更が生じる場合は監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、本業務を実施するにあたって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (7) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受け適切に履行すること。
- (9) 当該警備業務の実施にあたっては、警備業法及び関係法令を遵守すること。

案内図

世田谷区

緑ヶ丘霊園

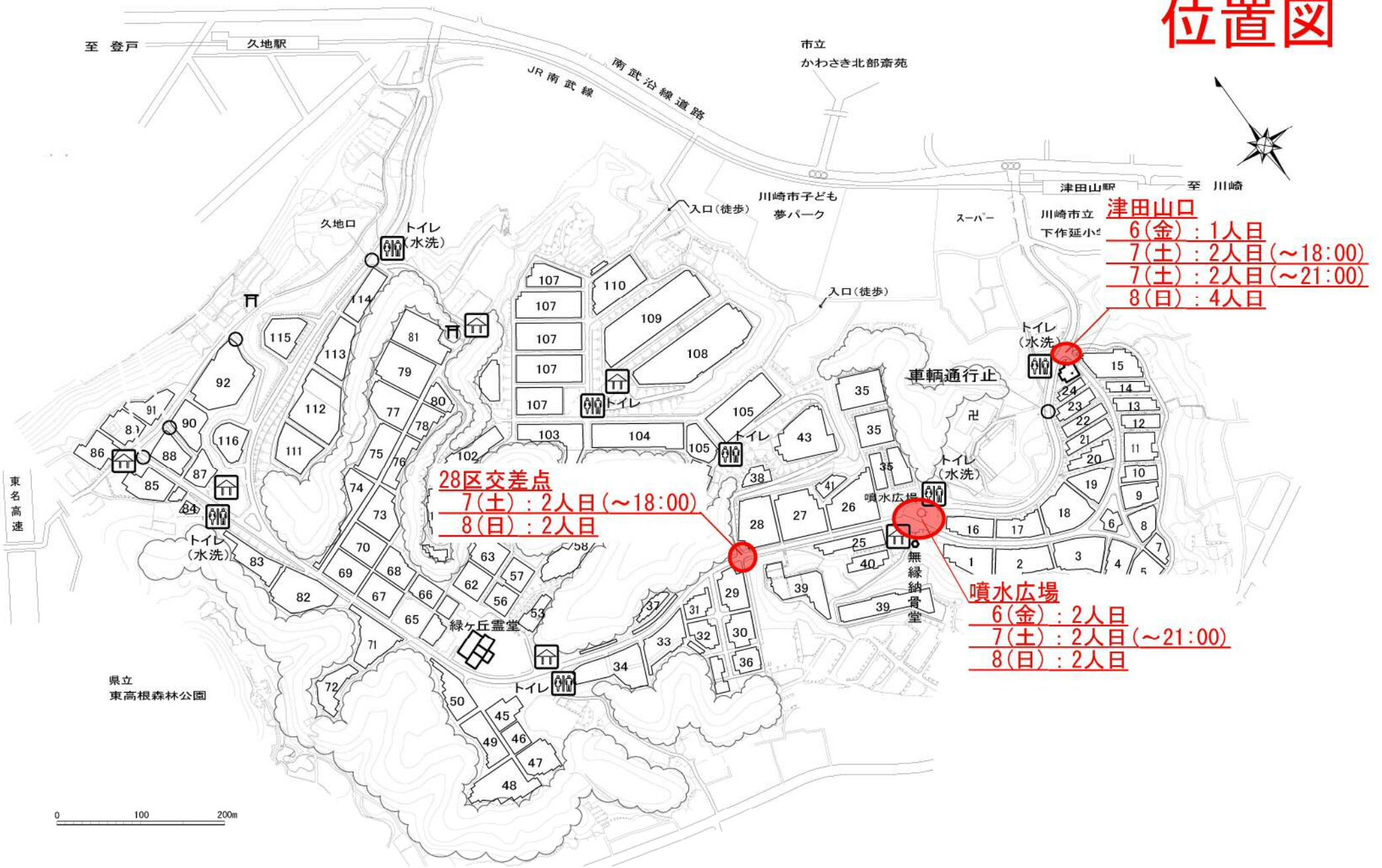


高津区

宮前区

荻筑区

位置図



津田山口
6(金) : 1人日
7(土) : 2人日 (~18:00)
7(土) : 2人日 (~21:00)
8(日) : 4人日

28区交差点
7(土) : 2人日 (~18:00)
8(日) : 2人日

噴水広場
6(金) : 2人日
7(土) : 2人日 (~21:00)
8(日) : 2人日

仕 様 書

1. 件 名：緑ヶ丘霊園花見警備（3月）業務委託

2. 場 所：川崎市高津区下作延 1,241 番地

3. 内 容：

- (1) 花見客を含む来園者の安全確保及び事故防止を目的とし、津田山口～28区十字路間において、安全かつ的確な案内・交通誘導業務を行う。
- (2) 花見客が多い噴水広場を中心に園内巡視を行い、直火の使用等、霊園内の施設や他の利用者に損害および迷惑を及ぼす行為を防止すること。
- (3) 噴水広場から28区十字路間における路上駐車は39区寄りに誘導し、混雑状況に応じて片側交互通行規制を実施すること。

4. 警備日程・時間および配置人数

- (1) 平成25年3月30日（土）：4名（10：00～18：00）
- (2) 平成25年3月30日（土）：4名（10：00～21：00）
- (3) 平成25年3月31日（日）：8名（10：00～18：00）

※警備時間に準備・片付け等の時間は含まないものとする。

※日程は、天候およびサクラの開花状況等により変更する場合がある。

5. 警備員の資格等

- (1) 配置する警備員は警備員教育（新任・現任）を受講している者で警備業法及び関係法令に定められた警備員の制服を着用し、名札を付けて業務にあたること。
- (2) 川崎市から業務を受託した者として、来園者及び地域住民と極力トラブルを生じさせないよう心掛けること。

6. 提出書類（A4版）

- (1) 警備契約報告書等（警備業法第19条第2項による書面）
- (2) 警備計画書

業務の実施に先立ち霊園事務所と協議した上で警備計画書を提出すること。警備計画書には以下の内容を含むものとする。

- (ア) 警備員の配置計画（配置場所、人員、従事者名簿、時間等）及び配置図
 - (イ) 警備業務の実施に係る指揮系統図
 - (ウ) 緊急時における連絡体系図
 - (エ) 業務責任者に関する事項（指名、生年月日、経歴書、受注者との雇用関係を証明する書類）
- (3) 警備報告書
各業務日毎に警備報告書（指定書式）を作成し報告する。警備状況が確認できる写真及び従事者数が確認できる写真を添付すること。

7. 留意事項

- (1) 配置する警備員は、無線機等を使用し相互に連絡を密に取れる体制を整えること。業務実施上必要な物品は受託者が用意すること。
- (2) 受託者は、業務遂行に先立ち発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報等秘密事項は他人に漏らしてはならない。
- (4) 業務日に荒天が予想される場合の実施・変更については、実施日の前日正午までに監督員と協議の上その指示に従うこと。

- (5) 業務終了時刻に変更が生じる場合は監督員と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、本業務を実施するにあたって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (7) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受け適切に履行すること。
- (9) 当該警備業務の実施にあたっては、警備業法及び関係法令を遵守すること。

案内図

世田谷区

緑ヶ丘霊園

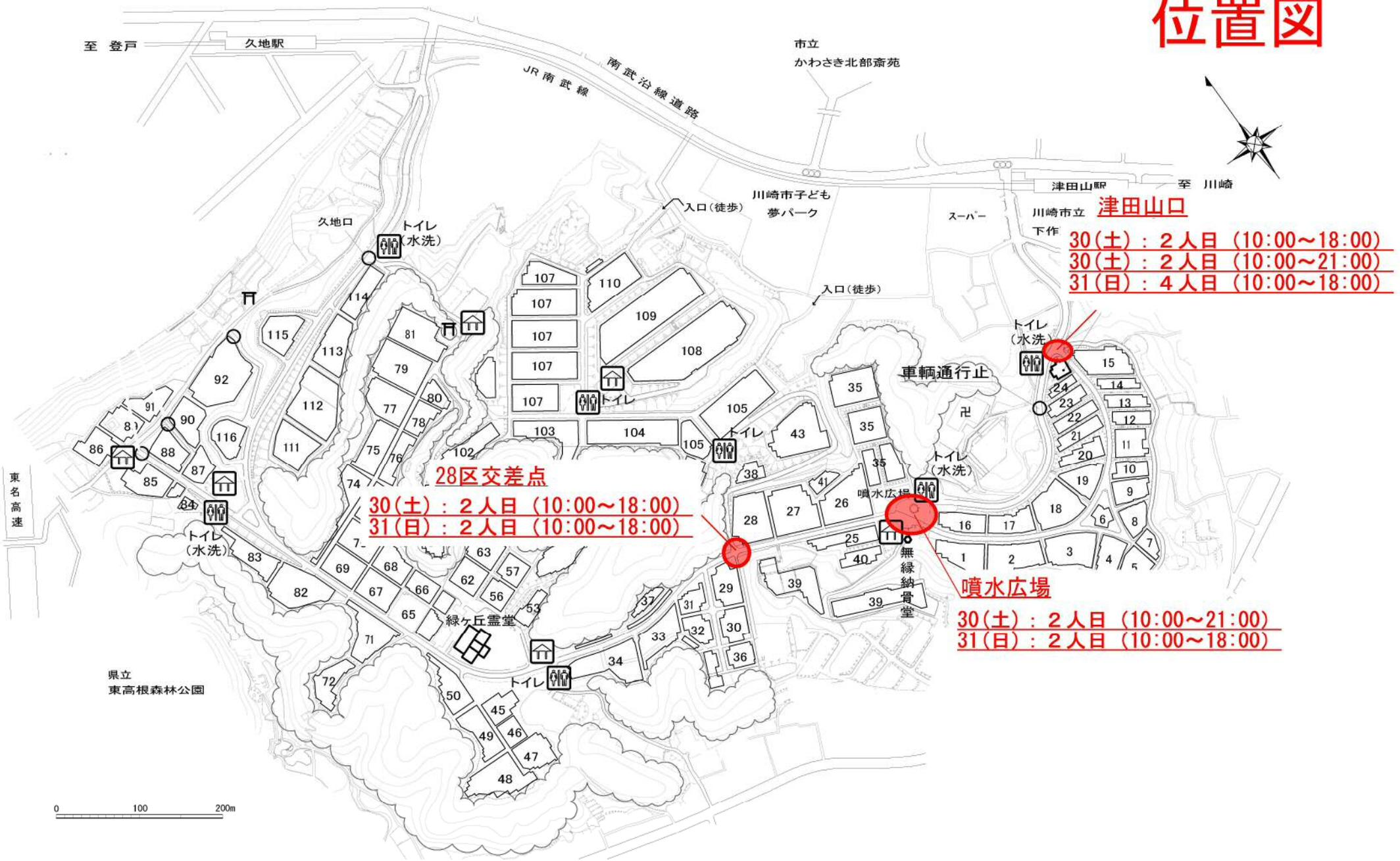


高津区

宮前区

青坑区

位置図



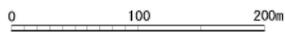
30(土) : 2人日 (10:00~18:00)
30(土) : 2人日 (10:00~21:00)
31(日) : 4人日 (10:00~18:00)

28区交差点

30(土) : 2人日 (10:00~18:00)
31(日) : 2人日 (10:00~18:00)

噴水広場

30(土) : 2人日 (10:00~21:00)
31(日) : 2人日 (10:00~18:00)



仕 様 書

件名：緑ヶ丘霊園津田山口参道電灯架設業務委託

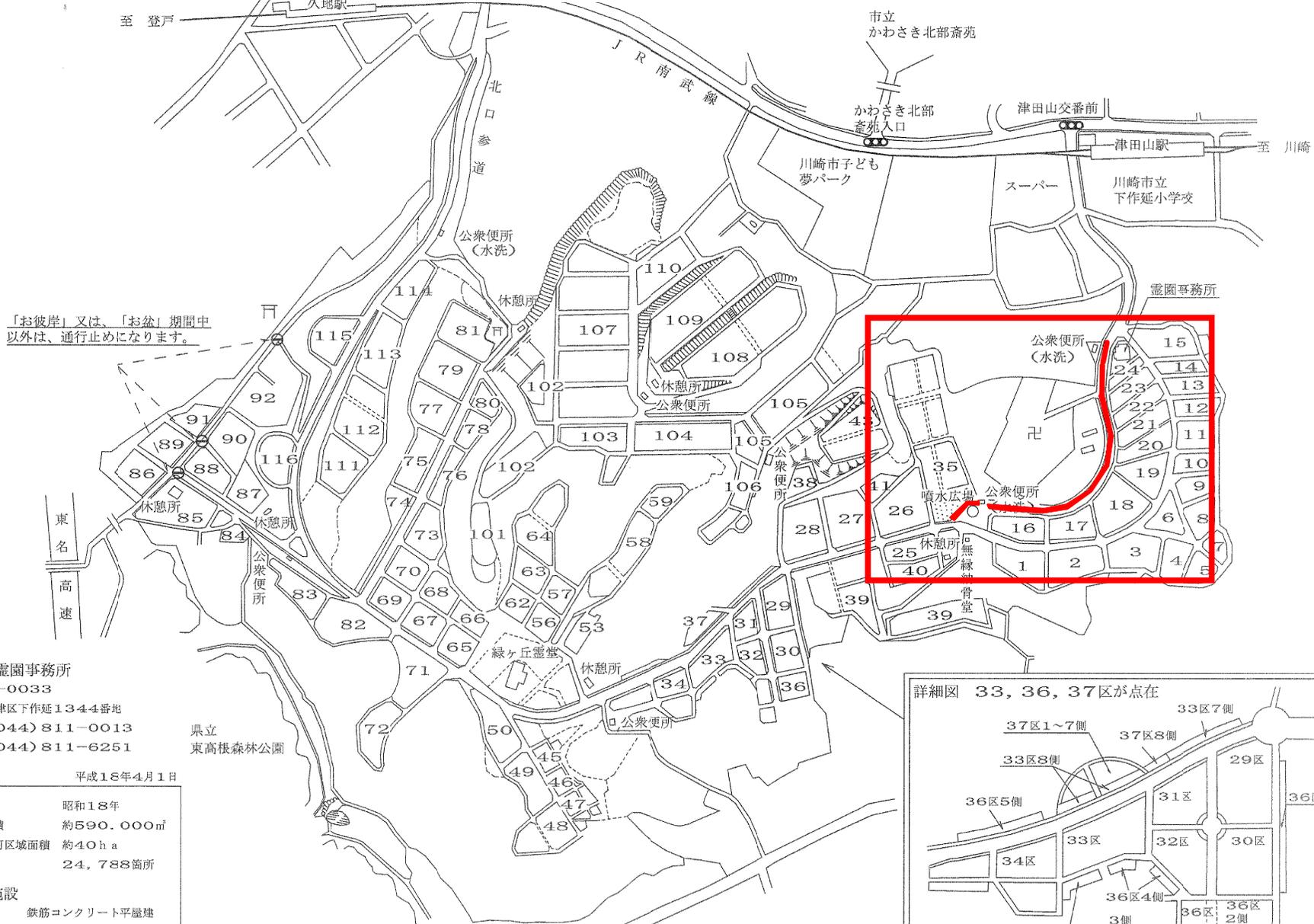
場所：川崎市高津区下作延 1241 番地

内容：

種 別	形状・寸法等	数量	単位
① 参道電灯架設	配線：308m 電球：44個（保護ガード） 手間	1	式
② 噴水広場周辺電灯架設	配線：60m 電球：15個（保護ガード） 手間	1	式
③ ビニール電線更新	電線（IV2.0mm）、材工	50	m
④ 電球更新、追加	防雨対応白熱電球（100W）、材工	40	個
⑤ ソケット追加	防雨型、E26、材工	5	個
⑥ 金網保護ガード追加	100W用、材工	5	個

- ※1 3月29日までに設置
- ※2 霊園事務所で保管している灯具、電線を使用する。
老朽化、被覆ビニールが損傷している電線50mを交換する。
防雨型の白熱電球（100W相当）を取り付ける。
防雨型ソケット、金網保護ガード5個を追加する。
- ※3 参道の電灯は、H=3m以上の桜の枝に架設する。
- ※4 作業にあたっては、「公園緑地維持管理業務委託標準仕様書」により行い、
詳細は監督員の指示に従う。

緑ヶ丘霊園津田山口参道電灯架設業務委託位置図



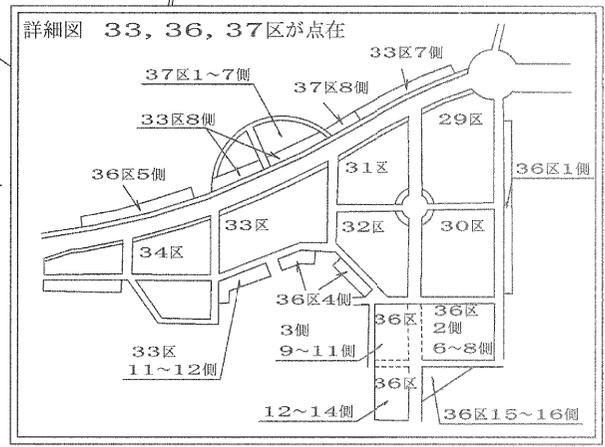
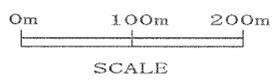
「お彼岸」又は、「お盆」期間中
以外は、通行止めになります。

川崎市霊園事務所
〒213-0033
川崎市高津区下作延1344番地
TEL (044) 811-0013
FAX (044) 811-6251

県立
東高根森林公園

平成18年4月1日

開設	昭和18年
計画面積	約590,000㎡
事業許可区域面積	約40ha
墓所数	24,788箇所
主要施設	
事務所	鉄筋コンクリート平屋建
霊堂	14,500体 収納可
休憩所	6箇所
公共便所	7箇所 (うち3箇所水洗)
無縁納骨堂	健康福祉局所管
ソメイヨシノ	約600本



平面図

②噴水広場周辺電灯架設 1式
配線：60m 電球：15個（保護ガード）

仮設トイレ（3基）

電源：噴水広場トイレコンセント

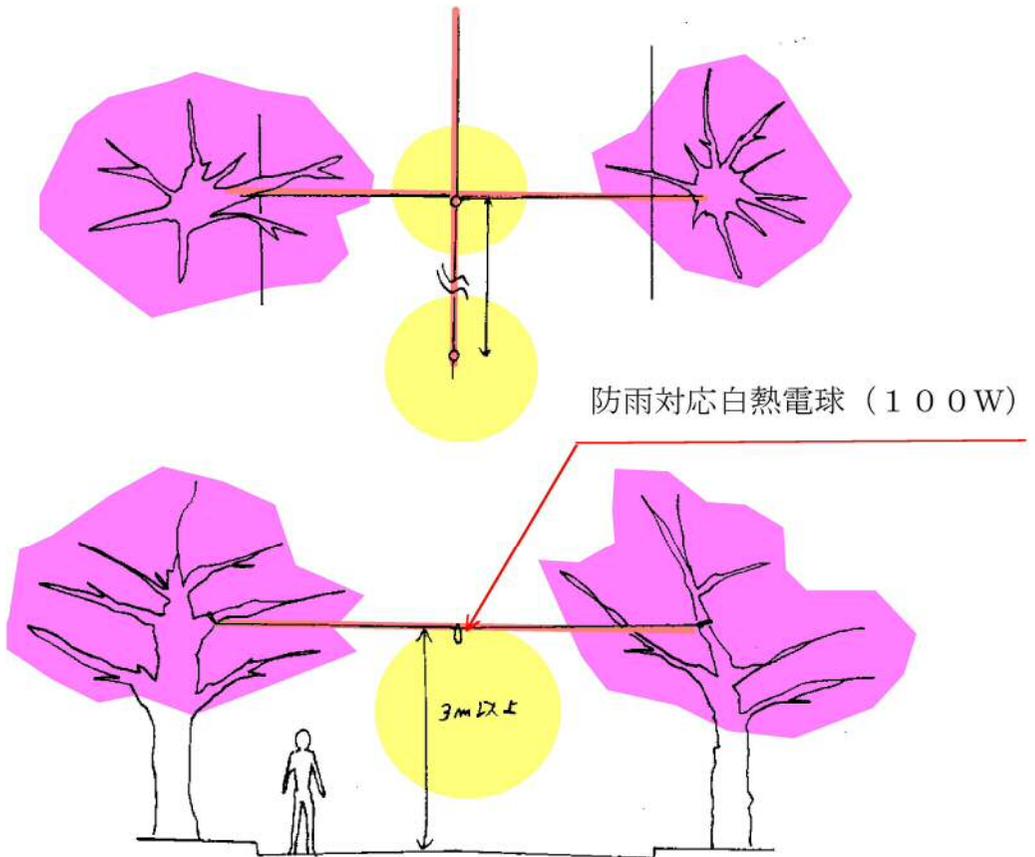
電源：既設分電盤

霊園事務所

①参道電灯架設 1式
配線：308m 電球：44個（保護ガード）

- ③ビニール電線更新 電線IV2.0mm 50m
- ④電球更新、追加 防雨対応白熱電球（100W） 40個
- ⑤ソケット追加 防雨型 E26 5個
- ⑥金網保護ガード追加 100W用 5個

緑ヶ丘霊園津田山口参道電灯架設業務委託 電灯架設イメージ





過年度の様子

仕 様 書

件名：緑ヶ丘霊園津田山口参道電灯撤去業務委託

場所：川崎市高津区下作延 1241 番地

内容：

種 別	形状・寸法等	数量	単位
① 参道電灯撤去	配線：280m 電球：30個（保護ガード） 手間	1	式
② 噴水広場周辺電灯撤去	配線 電球：10個（保護ガード） 手間	1	式

- ※1 4月12日～4月16日に撤去する。
- ※2 撤去した灯具、電線は霊園事務所内倉庫に整理、整頓のうえ片付ける。
- ※3 作業にあたっては、「公園緑地等管理委託共通仕様書」により行い、詳細は監督員の指示に従う。

緑ヶ丘霊園津田山口参道電灯撤去業務委託位置図



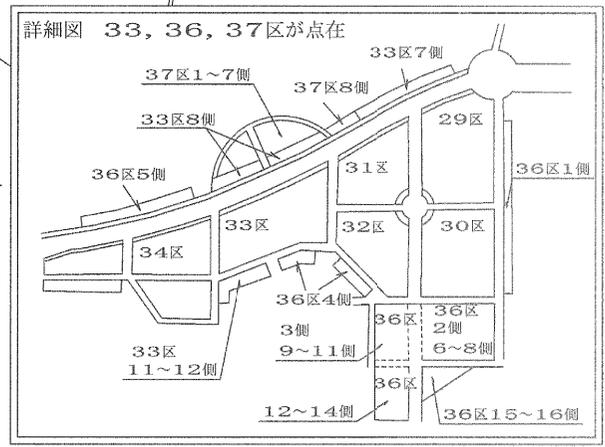
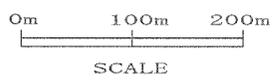
「お彼岸」又は、「お盆」期間中
以外は、通行止めになります。

川崎市霊園事務所
〒213-0033
川崎市高津区下作延1344番地
TEL (044) 811-0013
FAX (044) 811-6251

県立
東高根森林公園

平成18年4月1日

開設	昭和18年
計画面積	約590,000㎡
事業許可区域面積	約40ha
墓所数	24,788箇所
主要施設	
事務所	鉄筋コンクリート平屋建
霊堂	14,500体 収納可
休憩所	6箇所
公共便所	7箇所 (うち3箇所水洗)
無縁納骨堂	健康福祉局所管
ソメイヨシノ	約600本



平面図

②噴水広場周辺電灯撤去 1式
配線及び電球：10個（保護ガード）

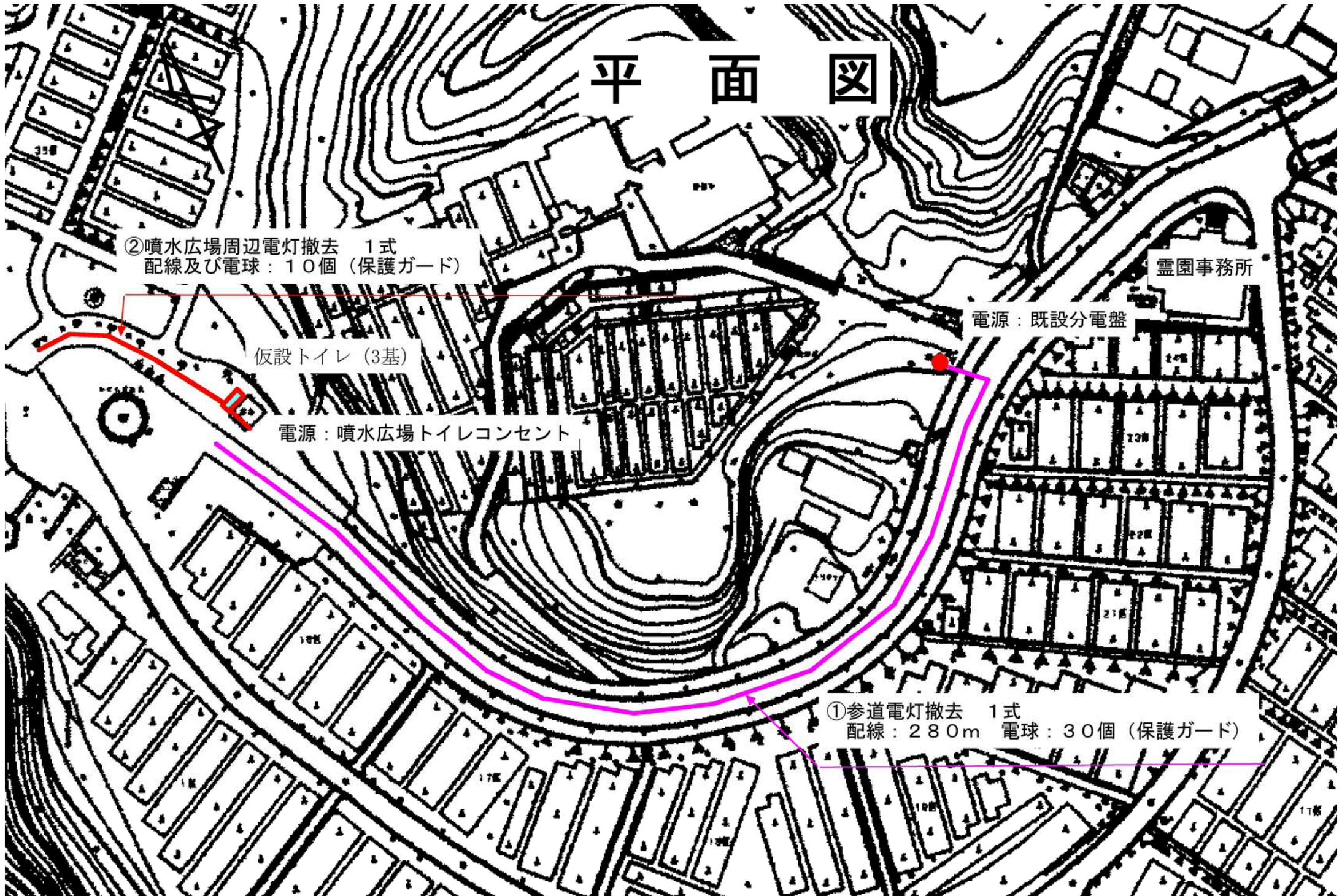
仮設トイレ（3基）

電源：噴水広場トイレコンセント

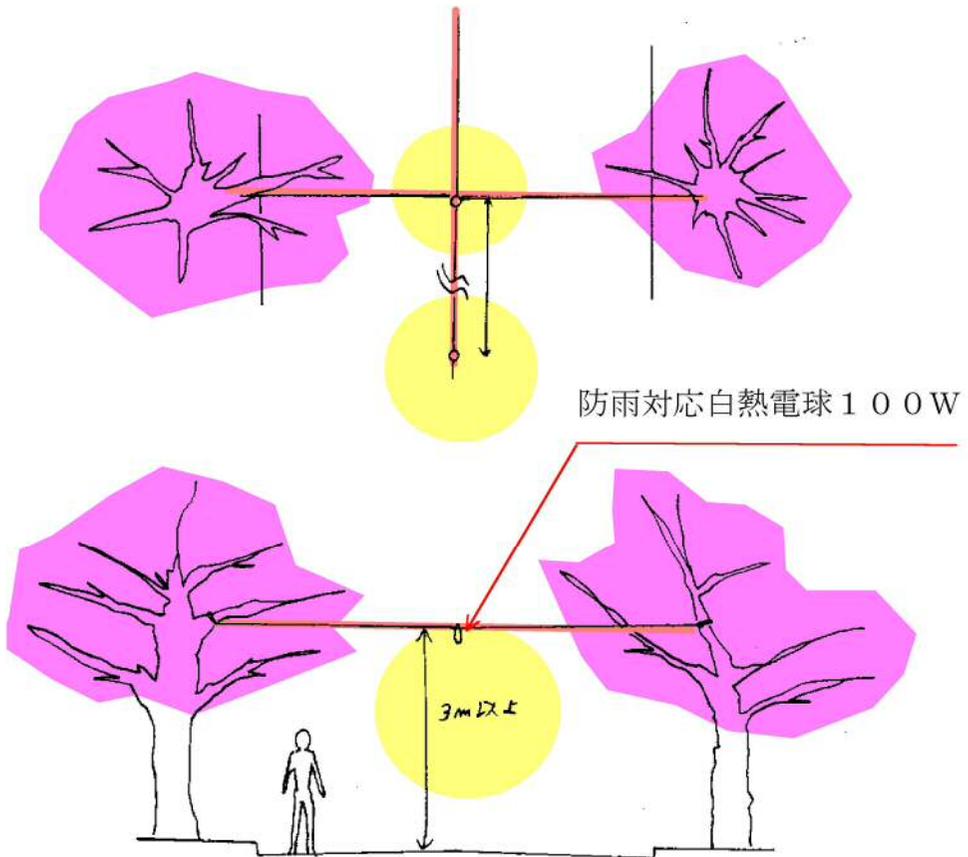
電源：既設分電盤

霊園事務所

①参道電灯撤去 1式
配線：280m 電球：30個（保護ガード）



緑ヶ丘霊園津田山口参道電灯撤去業務委託 電灯撤去イメージ





過年度の様子

仕 様 書

1. 件 名：緑ヶ丘霊園花見清掃業務委託

2. 場 所：川崎市高津区下作延 1,241 番地

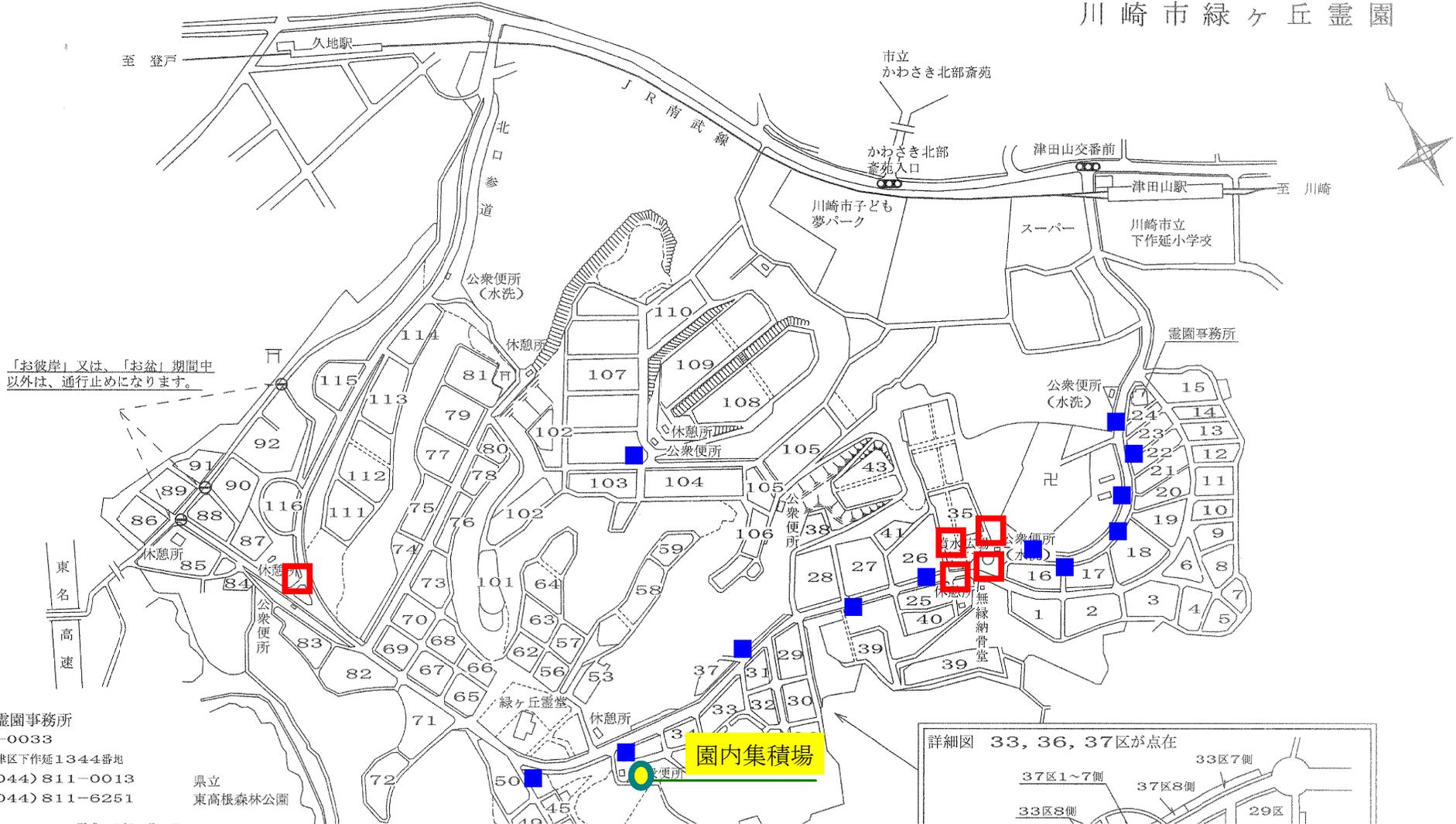
3. 内 容：

- (1) 仮設ごみ箱清掃 7 回
園内 17 箇所に設置された仮設ごみ箱に收容されている一般廃棄物及びその周辺約 5 m の範囲にある一般廃棄物の収集運搬を行う。なお、ゴミ箱の内訳は以下のとおりとする。
- ・仮設ごみ箱小 (1.2×1.2×1m) : 12 箇所
 - ・金網ごみ箱大 (2.4×2.4×1m) : 5 箇所
- (2) 缶・ビン・ペットボトル収集及び場内運搬 7 回
(ア) 缶・ビン・ペットボトルは、分別後種類ごとに 70 リットルごみ袋に入れ、園内集積場へ搬入すること。(参考：1 回あたり推定最大収集運搬量：47 m³程度)
(イ) 収集にあたって使用のごみ箱は、1 つのごみ袋が満杯になるまで收容し、1 回あたりの収集で満杯に満たない場合は、引き続き次回収集に使用すること。
(ウ) 園内集積所への搬入にあたっては、運搬中にごみが落下しないよう注意すること。

4. 特記事項

- (1) 作業にあたっては、「一般廃棄物収集運搬業務仕様書」により行い、詳細については監督員の指示に従うこと。
- (2) 業務実施上必要な物品は受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、業務遂行に先立ち発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報等秘密事項は他人に漏らしてはならない。
- (5) 作業日程は別紙のとおりとするが、天候等により変更する場合がある。業務日に荒天が予想される場合の実施・変更については、実施日の前日正午までに監督員と協議の上その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、業務完了後、速やかに清掃業務報告書(指定様式)を提出しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務を実施するにあたって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (8) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (9) 受託者は、最終日の収集業務の完了後、仮設ごみ箱を折りたたんだ上、仮設ごみ箱設置場所に安置すること。

川崎市緑ヶ丘霊園

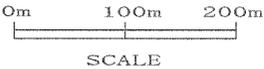


川崎市霊園事務所
〒213-0033
川崎市高津区下作延1344番地
TEL (044) 811-0013
FAX (044) 811-6251

県立
東高根森林公園

平成18年4月1日

開設	昭和18年
計画面積	約590,000㎡
事業許可区域面積	約40ha
墓所数	24,788箇所
主要施設	
事務所	鉄筋コンクリート平屋建
霊堂	14,500体 収納可
休憩所	6箇所
公衆便所	7箇所 (うち3箇所水洗)
無線納骨堂	健康福祉局所管
ソメイヨシノ	約600本



(1) 仮設ごみ箱清掃

7回

周囲(半径約5m)の清掃含む一般廃棄物の収集運搬

仮設ごみ箱の数量 小 12ヶ所(1.2×1.2×1.0m)・大 5ヶ所(2.4×2.4×1.0m)

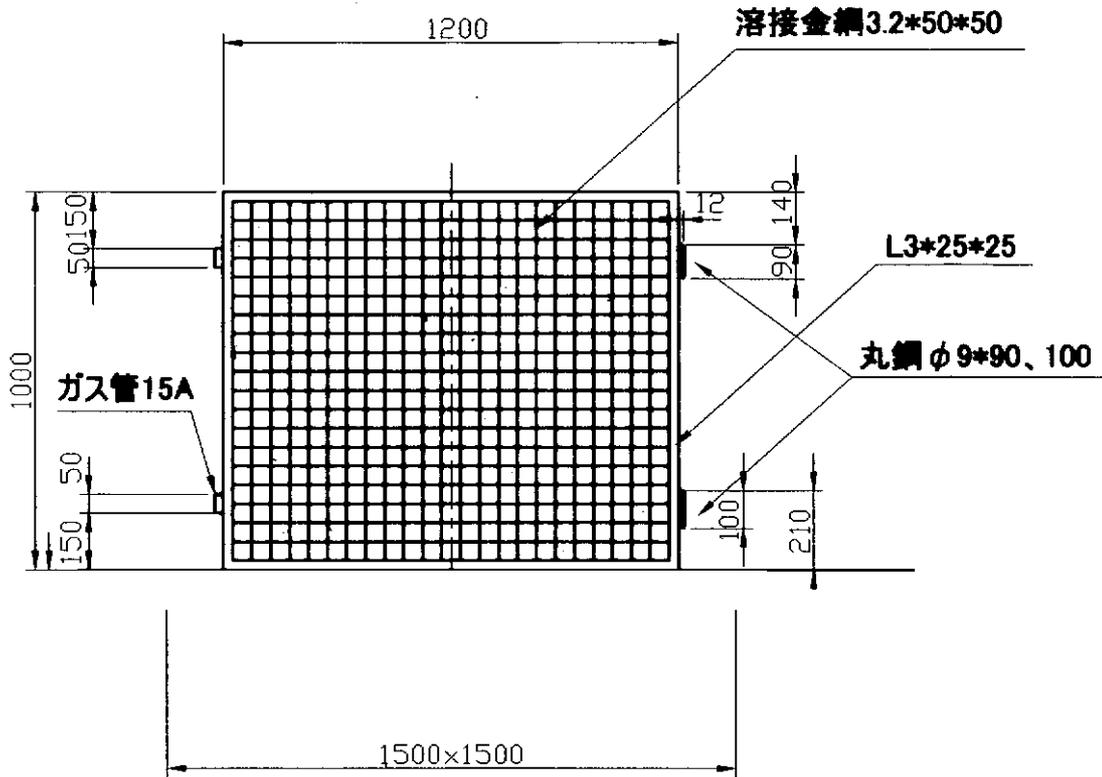
(2) 缶・ビン・ペットボトル収集 及び 場内運搬

7回

仮設ごみ箱脇にある分別ごみかご内缶・瓶・ペットボトルを園内集積場へ運搬

小(1.2×1.2×1.0m)

くずかご 詳細図 S=1:20



立面図 S=1:20

※大(2.4×2.4×1.0m)は金網を2枚連結させたもの



特記仕様書

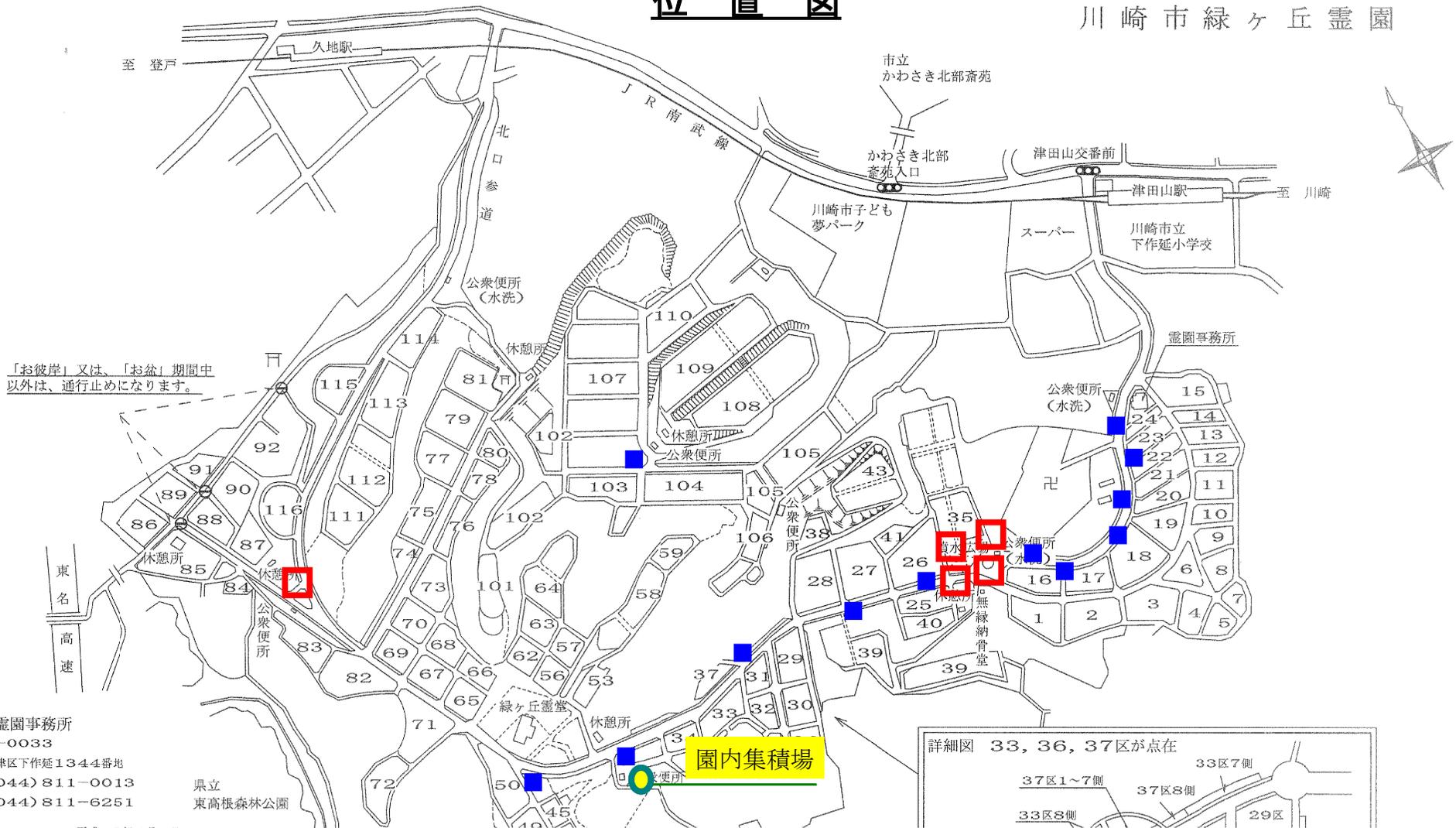
1. 件名：緑ヶ丘霊園花見清掃（3月）業務委託
2. 場所：川崎市高津区下作延 1,241 番地
3. 内容：
 - (1) 仮設ごみ箱清掃・一般廃棄物収集運搬業務… 予定数量 4,000 kg（4回）

園内 17 箇所に設置された仮設ごみ箱に收容されている一般廃棄物及びその周辺約 5 m の範囲にある一般廃棄物の収集運搬を行う。なお、ゴミ箱の内訳は以下のとおりとする。

 - ・仮設ごみ箱小（1.2×1.2×1m）：12 箇所
 - ・仮設ごみ箱大（2.4×2.4×1m）：5 箇所
 - (2) 缶・ビン・ペットボトル収集及び園内運搬業務… 予定数量 17 m³（4回）170 袋
 - (ア) 缶・ビン・ペットボトルは、分別後種類ごとに 70 リットルごみ袋に入れ、園内集積場へ搬入すること。（参考：1 袋あたり 0.1 m³とする）
 - (イ) 収集にあたって使用のごみ袋は、1 つのごみ袋が満杯になるまで收容し、1 回あたりの収集で満杯に満たない場合は、引き続き次回収集に使用すること。
 - (ウ) 園内集積所への搬入にあたっては、運搬中にごみが落下しないよう注意すること。
4. 特記事項
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業務にあたっては、「一般廃棄物収集運搬業務仕様書」により行い、詳細については監督員の指示に従うこと。
 - (2) 業務実施上必要な物品は受託者が用意すること。
 - (3) 受託者は、業務遂行に先立ち発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
 - (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報等秘密事項は他人に漏らしてはならない。
 - (5) 作業日程は別紙のとおりとするが、天候等により変更する場合がある。業務日に荒天が予想される場合の実施・変更については、実施日の前日正午までに監督員と協議の上その指示に従うこと。
 - (6) 受託者は、業務完了後、速やかに清掃業務報告書（指定様式）を提出しなければならない。
 - (7) 受託者は、本業務を実施するにあたって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
 - (8) 受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
 - (9) 監督員の指示により、受託者は最終日の収集業務の完了後、仮設ごみ箱を折りたたんだ上、仮設ごみ箱設置場所に安置すること。

位置図

川崎市緑ヶ丘霊園



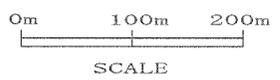
「お彼岸」又は、「お盆」期間中
以外は、通行止めになります。

川崎市霊園事務所
〒213-0033
川崎市高津区下作延1344番地
TEL (044) 811-0013
FAX (044) 811-6251

県立
東高根森林公園

平成18年4月1日

開設	昭和18年
計画面積	約590,000㎡
事業許可区域面積	約40ha
墓所数	24,788箇所
主要施設	
事務所	鉄筋コンクリート平屋建
霊堂	14,500体 収納可
休憩所	6箇所
公衆便所	7箇所 (うち3箇所水洗)
無縁納骨堂	健康福祉局所管
ソメイヨシノ	約600本



(1) 仮設ごみ箱清掃

周囲(半径約5m)の清掃含む一般廃棄物の収集運搬

仮設ごみ箱の数量 小 12ヶ所(1.2×1.2×1.0m)・大 5ヶ所(2.4×2.4×1.0m)

4回 別途日程表

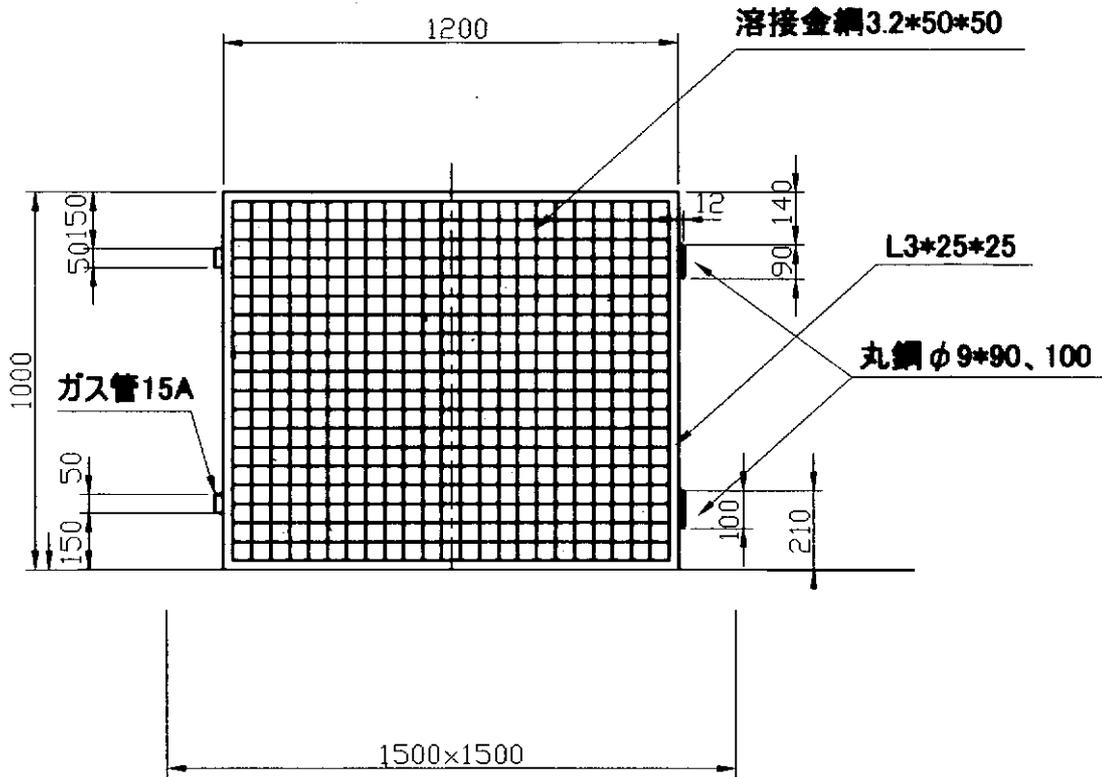
(2) 缶・ビン・ペットボトル収集 及び 場内運搬

仮設ごみ箱脇にある分別ごみかご内缶・瓶・ペットボトルを園内集積場へ運搬

4回 別途日程表

小(1.2×1.2×1.0m)

くずかご 詳細図 S=1:20



立面図 S=1:20

※大(2.4×2.4×1.0m)は金網を2枚連結させたもの

